

— 学校生活のガイドライン —

令和7年4月1日
篠崎第二中学校

学校は各教科・道徳・行事・部活動等を通して、さまざまな知識や技能を身につけ、正しく考え、判断し、表現(行動)する力を身につける場所です。また、社会の一員として将来にわたって必要な資質を身につける場でもあります。

中学生である皆さんは心身の発達の過程にあること・学校は集団生活の場であることなどから、一定のきまりが必要と考えます。個人として、集団の一員として、次にあげる「篠崎第二中学校・学校生活のガイドライン」を自主的・自律的に守るようにしましょう。

校内生活について

校内の生活では、皆が安心して安全に生活できるように、ルールやマナーを守って生活しましょう。

1. 登校・下校について

- (1) 登校時間は8時5分からとし、始業は8時25分とします。
- (2) 遅刻した場合は、遅刻カードに記入し職員室の先生へ申し出ましょう。
- (3) 登校後、やむを得ない用事で校外に出るときは、担任の先生の許可を必ず受けましょう。
- (4) 放課後、特別な用のない生徒はすぐに下校しましょう。寄り道はしないでまっすぐ帰宅しましょう。
- (5) 部活動等の最終下校時間は、4月から9月までは18時30分、10月から3月までは18時までとします。
- (6) 自転車の使用は認めません。
- (7) 休日は、部活動等で用事のある生徒以外は登校しません。

2. 諸届け

- (1) 当日、欠席・遅刻をするときは、朝7時50分から8時10分までに、電話または連絡アプリ tetoru で保護者に連絡してもらいましょう。
- (2) 翌日以降の欠席・遅刻・早退・欠課連絡は連絡カードにその理由を保護者に記入してもらい、朝のうちに担任に提出しましょう。または連絡アプリ tetoru で保護者に連絡してもらいましょう。
- (3) 体育の授業で見学する場合は、保護者に理由等を連絡カード(生徒証)に記入してもらい、提出しましょう。

3. 保健室の使用について

- (1) 保健室を使用するときは、先生に申し出てから保健室に行き、保健室では先生の指示に従い、騒いだり、無断で薬品を使用したりしないようにしましょう。
- (2) 養護教諭(保健室の先生)が不在のときは、担任の先生または学年の先生に申し出ましょう。

4. 体育館・柔剣道場の使用について

- (1) 使用前に、必ず先生の許可を得なければなりません。
- (2) 使用後は清掃し、整理・整頓をして、戸締りをきちんとしましょう。

5. 公共物の使用・破損について

- (1) 火災報知器・消火器は全員の生命にかかわるものですから、火災発生以外は絶対に手をふれないようにしましょう。
- (2) ガラス等の学校の施設を破損したときは、担任および他の先生に正直にすぐ申し出ましょう。

6. その他

- (1) 授業に関係のない不要物は持ってこないようにしましょう。
- (2) 特別教室へは、先生の許可なく入ってはいけません。
- (3) 屋上は、授業や避難訓練等で使用する場合以外は立ち入り禁止です。
- (4) 昼休みは、校舎の裏側や中庭、目の届かないところで遊んではいけません。
- (5) 他の教室には、立ち入らないようにしましょう。他学年のフロアにも必要以外立ち入らないようにしましょう。

校外生活について

篠崎第二中学校の生徒であることを自覚して、公衆道徳やマナー、交通規則を守り、他に迷惑をかけないように努めましょう。

- (1) 外出の際は、行き先・用件・同伴者・帰宅時間を必ず家の人に告げ、許可を得ましょう。
- (2) 中学生らしい服装で外出しましょう。(帰宅後は標準服やジャージ等での外出は止めましょう。)
- (3) 夜間外出および外泊はしてはいけません。

- (4) 盛り場へは生徒同士だけでは行かず、保護者か同程度の責任者に同行してもらいましょう。
- (5) アルバイトは禁止です。
- (6) 地域や近隣住民の方に迷惑をかけたり、不快な思いをさせたりしないように気を付けましょう。

みだしなみについて

みだしなみは中学生としてふさわしいものとし、学校生活に適した服装・髪型を心がけましょう。

1. 服装について

(1) 登下校の服装について

- ① 登下校時は標準服を着用しましょう。
 - ② 指示があった場合はジャージ登校等が可能です。
 - ③ 部活動後に下校する場合は、部活動を行った服装のまま下校してかまいません。
 - ④ 休日の部活動等の登下校や校外での活動の服装は、別に指示します。
- (2) 標準服・正装（始業式や終業式などの儀式、朝礼や講演会など指示があったときの服装）

① 冬型正装（4月、10月から3月まで）

男 女 共 通	
上 衣	ブレザー・校章・ネクタイ・白のワイシャツ
下 衣	スラックス（ベルトは黒の革製）・スカート

② 夏型正装（5月から9月まで）

男 女 共 通	
上 衣	白のワイシャツもしくはポロシャツ ※ネクタイ不要
下 衣	スラックス（ベルトは黒の革製）・スカート

(3) セーターについて

- ① 長袖のセーターは学校指定のものを着用します。通年着用してかまいません。
- ② 夏はワイシャツの上にベストを着用してもかまいません。着用可能なベストは、色は黒・紺・グレー、形状はVネックかつ被るタイプで、無地（ワンポイントは可）のものとします。

(4) 防寒着について

- ① 防寒として、華美でないマフラー・手袋を着用してもかまいません。但し、校内では着用しないようにしましょう。
- ② 防寒着は、学校指定のウインドブレーカーや黒・紺のコート等で華美ではないものを着用しましょう。
- ③ 校内では防寒着を着用しません。学校指定のウインドブレーカーも同様です。

(5) 靴下について

- ① ソックスを着用する。（標準服と合う色合いとして、白・黒・紺・グレーの靴下が望ましい。）
- ② 長さはくるぶしが隠れる長さのものとしましょう。
- ③ 黒のストッキングを履いてもかまいません。

(6) その他

- ① スカート・スラックスの変形はしないようにしましょう。
- ② ケガ等の事情で標準服が着られない場合は、保護者が連絡カードや電話で届け出てもらいましょう。

2. 髪型について

- (1) 中学校生活に適した、学習活動に支障のない、清潔感のある髪型としましょう。
- (2) 眼病予防や視力低下防止のため、前髪は目にかからない程度としましょう。
- (3) 学習活動（とくに体育や実技教科の作業等）を安全・適切に行うため、髪の長さが肩にかかる場合は、ゴムで結ぶようにしましょう。
- (4) 髪を止めたり結んだりする際に使用するゴムやヘアピンは、大きなものや飾りがついたものは使用せず、色は黒・紺・茶などが望ましいでしょう。
- (5) 学校生活に支障がない場合は、整髪料の使用や髪の染色脱色パーマ等はやめましょう。

3. 上履き・通学靴・通学用カバン・体育着等について

- (1) 上履きは、学校指定の学年色のラインの入った運動靴とします。
- (2) 通学靴は、運動靴（スポーツシューズ）とする。（体育の授業等でも使用する）
- (3) 通学カバンは学校指定のリュックとします。
- (4) 体育着は、本校指定のジャージ上下、ハーフパンツ、半袖シャツを使用する。